



発行 新潟県

第 31 号

令和4年4月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 543 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 544 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 545 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 546 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 547 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 548 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 549 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 550 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 551 公共測量の終了通知(監理課)
- 552 公共測量の終了通知(監理課)
- 553 公共測量の終了通知(監理課)
- 554 公共測量の終了通知(監理課)
- 555 公共測量の終了通知(監理課)
- 556 公共測量の終了通知(監理課)
- 557 公共測量の終了通知(監理課)
- 558 公共測量の終了通知(監理課)
- 559 公共測量の終了通知(監理課)
- 560 公共測量の実施通知(監理課)
- 561 公共測量の終了通知(監理課)
- 562 公共測量の終了通知(監理課)
- 563 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 564 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 565 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 566 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 567 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 568 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 569 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 570 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 571 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 572 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 573 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 574 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 575 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 576 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 577 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 578 歳入の徴収事務の委託(建築住宅課)
- 579 歳入の徴収事務の委託(建築住宅課)
- 580 公有水面埋立ての免許(港湾整備課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

病院局告示

4 収納事務の委託(病院局業務課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 20 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)
- 21 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告(選挙管理委員会)
- 22 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第543号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月25日(水)	午前10時から正午まで	胎内市役所裏車庫棟	胎内市全域
5月26日(木)	午後1時から3時30分まで		
5月27日(金)			
5月30日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任
監事 三条市上須頃128番地 村山 哲宣
就任年月日 令和4年4月1日

◎新潟県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の川口土地改良区の定款の変更を令和4年4月13日認可した。

令和4年4月22日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第546号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営大和沢地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

新潟県魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月25日から令和4年5月26日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和4年4月12日認可した。

令和4年4月22日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第548号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営東潟地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月25日から令和4年5月26日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所、大潟区総合事務所及び吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第549号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和4年4月22日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 就任

理事	糸魚川市大字大谷内520番地	鷺澤 茂雄 (理事長)
〃	〃 大字四ツ屋184番地6	田村 治
〃	〃 大字五十原347番地	加藤 保
〃	〃 大字越66番地1	齋藤 克憲
〃	〃 大字大平199番地	恩田 清繁
〃	〃 大字大和川218番地	比後 勉
〃	〃 大字羽生1808番地16	小竹 和雄
〃	〃 大字真光寺565番地	松木 秀夫
〃	〃 寺島1丁目1番32号	米原 文明
〃	〃 大字和泉1618番地10	青木 繁
〃	〃 大字大神堂271番地	齊木 勇
監事	〃 大字土塩1523番地	五十嵐 昭一
〃	〃 押上1丁目4番14号	伊井 一夫
〃	〃 上刈2丁目11番24号	子田 良雄
〃	〃 中央2丁目8番39号	山岸 睦雄

就任年月日 令和4年4月8日

2 退任

理事	糸魚川市大字来海沢2280番地	猪又 隆夫 (理事長)
〃	〃 大字四ツ屋184番地6	田村 治
〃	〃 大字谷根1366番地1	片山 賢一
〃	〃 大字猿倉793番地	渡邊 甚一郎
〃	〃 大字大平2499番地	原 仁一郎
〃	〃 大字厚田135番地1	見邊 清市
〃	〃 大字真光寺565番地	松木 秀夫
〃	〃 寺島1丁目1番32号	米原 文明
〃	〃 大字東中3377番地	小田島 進吉
〃	〃 和泉1618番地10	青木 繁
〃	〃 大字大谷内520番地	鷺澤 茂雄
監事	〃 大字西塚708番地子	山崎 敏男
〃	〃 大字西川原294番地	中島 五三夫

退任年月日 令和4年4月7日

◎新潟県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
両新	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業	新潟市	令和4年3月29日

◎新潟県告示第551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年10月24日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 新潟県東蒲原郡阿賀町、魚沼市、上越市及び糸魚川市の民有林の一部

◎新潟県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（レベル2500 修正数値地形図作成）
- 2 作業期間 令和3年11月17日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 新潟市内（南区・西区の一部）

◎新潟県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（GNSS測量機による水準測量および河川測量）
- 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区臨港町地区～新潟県燕市大川津地区

◎新潟県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業期間 令和3年11月22日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区横川浜地区～新潟県新潟市東区臨港町地区

◎新潟県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

より公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 2 作業期間 令和3年10月18日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 信濃川・中ノロ川(新潟県新潟市の一部、三条市の一部、燕市の一部、加茂市の一部)

◎新潟県告示第556号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年2月26日まで
- 3 作業地域 三条市内一部地域(柳沢地内ほか)

◎新潟県告示第557号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業浦田福島地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和3年8月20日から令和4年3月7日まで
- 3 作業地域 十日町市浦田、福島地内

◎新潟県告示第558号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(高野地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和2年9月25日から令和4年3月16日まで
- 3 作業地域 上越市板倉区高野ほか 地内

◎新潟県告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(修正測量 地図情報レベル2500 54.95km²)
- 2 作業期間 令和3年6月28日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第560号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和4年5月2日から令和4年8月31日まで

3 作業地域 新潟県新潟市中央区西船見町地先～新潟市中央区関屋地先

◎新潟県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 上片貝地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年8月2日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県小千谷市上片貝地内

◎新潟県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合事業 八手地区（稲川、田中換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和3年9月6日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県三島郡出雲崎町稲川、田中地内

◎新潟県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（令和元年8月27日新潟県告示第360号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年10月28日新潟県告示第1484号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
増沢川地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月11日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大平地区	長岡市東川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月29日新潟県告示第97号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺地（2）地区	糸魚川市大字寺地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月28日新潟県告示第940号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
空沢川地区	糸魚川市大字根小屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年3月30日新潟県告示第739号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜徳合地区	糸魚川市大字徳合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向浜地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成21年2月13日新潟県告示第172号）を次のとおり解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦之河内東川地区	佐渡市松ヶ崎浦ノ河内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（令和元年8月27日新潟県告示第361号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栢尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年10月28日新潟県告示第1485号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
増沢川地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月11日新潟県告示第286号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大平地区	長岡市東川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年1月29日新潟県告示第98号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺地（2）地区	糸魚川市大字寺地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第574号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月28日新潟県告示第941号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
空沢川地区	糸魚川市大字根小屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第575号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年2月13日新潟県告示第173号）の指定を解除する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	--	---------------------

浦之河内東川地区	佐渡市松ヶ崎浦ノ河内	次の図のとおり	土石流
----------	------------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第576号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平地区	長岡市東川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺地(2)地区	糸魚川市大字寺地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
空沢川地区	糸魚川市大字根小屋	次の図のとおり	土石流
浜徳合地区	糸魚川市大字徳合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向浜地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦之河内東川地区	佐渡市松ヶ崎浦ノ河内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平地区	長岡市東川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺地(2)地区	糸魚川市大字寺地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜徳合地区	糸魚川市大字徳合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向浜地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第578号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

- (1) 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料

2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第579号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収事務

- (1) 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例(昭和39年新潟県条例第7号)第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新潟県住宅供給公社

新潟市中央区新光町15番地2

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第580号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。
令和4年4月22日

姫川港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和4年4月13日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1
出願人名称 新潟県
代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1
代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点から③の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭2号物揚場との境界線、③の地点から④の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭2号船揚場との境界線及び④の地点から①の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭4号物揚場との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095から333度16分20秒448.70mの地点
②の地点 ①の地点から 73度28分02秒 50.00mの地点
③の地点 ②の地点から 343度41分57秒 13.07mの地点
④の地点 ③の地点から 253度28分02秒 50.00mの地点

(3) 面積

654.67㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島稲場972番地5、972番地7から973番地14を経て1001番地3に至る間の土地及び公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とタの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 新潟県糸魚川市大字寺島地内の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から324度52分22秒487.88mの地点
イの地点 アの地点から 73度51分22秒 30.76mの地点
ウの地点 イの地点から 343度51分22秒 0.74mの地点
エの地点 ウの地点から 73度55分47秒 95.39mの地点
オの地点 エの地点から 74度03分48秒 54.73mの地点
カの地点 オの地点から 162度55分35秒 79.88mの地点
キの地点 カの地点から 249度35分04秒 19.78mの地点
クの地点 キの地点から 249度19分29秒 36.09mの地点
ケの地点 クの地点から 249度20分47秒 126.31mの地点
コの地点 ケの地点から 338度24分03秒 7.66mの地点
サの地点 コの地点から 344度19分53秒 40.91mの地点
シの地点 サの地点から 344度23分57秒 6.19mの地点

スの地点	シの地点から	69度16分28秒	0.40mの地点
セの地点	スの地点から	344度54分54秒	3.10mの地点
ソの地点	セの地点から	253度16分43秒	0.40mの地点
タの地点	ソの地点から	343度16分43秒	15.06mの地点

(3) 面積

15,808.78㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオン県央ショッピングセンター

所在地 燕市井土巻字切間710

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の収容台数の変更）に関する届出

公告日 令和3年11月30日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年4月22日から令和4年5月22日まで

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月22日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 委託する事務

各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務

2 受託者の所在地及び名称

新潟県新潟市中央区米山1丁目11番地11

株式会社エム・エス・シー

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、体外衝撃波治療器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年4月22日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

体外衝撃波治療器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院 リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年4月27日（水）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年4月28日（木）午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
長岡市小国商工物産館	長岡市小国町法坂 738番地1	研修室	227.59	令和4年4月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
上越市吉川体育館	上越市吉川区原之町 1819番地1	アリーナ	897.80 (旧967.30)	令和4年4月1日
上越市三和西部スポーツハウス	上越市三和区下中 3335番地8	体育館	450.00 (旧585.00)	令和4年4月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
-------	--------	----	--------	---------

長崎地区多目的共同 利用施設	上越市大潟区長崎58 番地1	多目的ホール	85.90	平成31年4月1日
つちはし保育園	上越市土橋2455番地	遊戯室	279.00	令和4年4月1日
直江津保育園	上越市西本町四丁目 17番6号	遊戯室	340.40	令和4年4月1日
船倉地域生涯学習セ ンター	上越市安塚区上船倉 804	体育館	569.00	令和4年4月1日
安塚克雪管理センタ ー	上越市安塚区円平坊 234番地2	集会室	102.00	令和4年4月1日
横住総合交流促進セ ンター	上越市浦川原区横住 124番地	交流室 大会議室	49.58 132.50	令和4年4月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
石地コミュニティセン ター	柏崎市西山町石地 1167番地	体育館	336.54	令和4年4月4日
		集会室45帖	102.60	
		集会室30帖	51.30	
		集会室25帖	51.30	
別山コミュニティセン ター	柏崎市西山町別山 1589番地の1	体育館	424.13	令和4年4月4日
		集会室A	76.54	
		集会室B	69.75	
大田コミュニティセン ター	柏崎市西山町浜忠 150番地2	第1和室	57.09	令和4年4月4日
		第2和室	55.98	
中川コミュニティセン ター	柏崎市西山町下山田 25番地	会議室 体育館	112.00 563.11	令和4年4月4日